

指定病院等における 不在者投票事務の手引き

令和7年10月19日執行

浜田市長選挙

浜田市議会議員一般選挙

【投票用紙の色】

浜田市長選挙 . . . 薄黄色

浜田市議会議員一般選挙 . . . 白色

浜田市選挙管理委員会

1 はじめに

この手引書に書かれている不在者投票の事務手続は、不在者投票を行うことができる病院、老人ホーム等の不在者投票管理者のもとで行う不在者投票の場合についてのみ記載してあります。

2 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならない。」（法 44 条 1 項）とされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所で交付される。」（法 45 条 1 項）ことになっています。

しかし、選挙人の中には、病院に入院しているとか、船に乗って航海に出てしまう等の理由で、投票したいという意思を持ちながらも、選挙の当日、その人が登録されている投票所まで行って投票することができないと見込まれる人がいます。

そこで、不在者投票はこのような事情に該当すると見込まれる人のために、投票日の前でも投票ができるように考えられた制度で、具体的には不在者投票のできる人（法 48 条の 2 第 1 項該当者）が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票するという例外的なしくみです。

3 指定病院等とは

指定病院等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができる施設として指定した病院（医療法にいう病院、ただし介護老人保健施設も含む。）、老人ホーム（老人福祉法にいう養護老人ホーム等）、原子爆弾被爆者養護ホーム（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律にいう被爆者を入所させる施設）、身体障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律にいう障害者支援施設等）及び保護施設（生活保護法にいう救護施設等）をいいます（令 55 条 2 項）。

4 不在者投票をすることができる者は

指定病院等で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること。

- 不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。
- 選挙人名簿に登録されていて転出等の表示がされていないこと。

(2) 指定病院等に入院中又は入所中であること。

(3) 選挙の当日、次のいずれか1つに該当すると見込まれる者であること。

ア 歩行は容易であるが入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている選挙人名簿のある投票区の区域外にあること（法48条の2第1項2号）。

イ 疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障がい若しくは産褥にあるため、歩行が困難であること（法48条の2第1項3号）。

(注) A 指定病院等で不在者投票できる人は、入院患者及び入所者に限られています。通院患者や入院患者の付添人、当該指定病院等の職員はその病院等で不在者投票をすることはできません。

B 選挙当日歩行の容易な入院患者・入所者は、入院（入所）中の指定病院等がその選挙人の登録されている選挙人名簿の投票区の区域内にあるときは、その病院等で不在者投票をすることはできません。

5 不在者投票のできる期間は

不在者投票のできる期間は、選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日（投票日）の前日までです。

したがって、このたびの選挙について、不在者投票のできる期間は次のとおりです。

10月13日（月）から10月18日（土）まで

なお、時間は午前8時30分から午後5時までです（法270条）。

6 不在者投票を管理するのは誰か

(1) 不在者投票管理者（法 49 条、令 55 条）とは、不在者投票事務全般を管理し執行する人のことで、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるように配慮しなければなりません。その役目は不在者投票の場所において

- ① 不在者投票事務に関する手続きのすべてについて最終的な決定を行い、
- ② 不在者投票事務に従事する人を指揮監督することです。

(2) 指定病院等における不在者投票管理者には原則として、その指定病院の院長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長又は保護施設の長等（以下「指定病院の院長等」という。）がなります。（令 55 条 2 項、4 項 2 号）

(注) A 指定病院の院長等が候補者となった場合又は指定病院の院長等が外国人である場合は、病院の院長等の職務を代理すべき人が不在者投票管理者となることになっています（令 55 条 8 項、9 項）。

B 指定病院の院長等に事故があったり欠けた場合も同じです（令 55 条 9 項）。

C 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動をすることができません（法 135 条 2 項）。

D 一般の不在者投票制度のほかに、郵便等による不在者投票制度があります。

これは、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳又は戦傷病者特別援護法に規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人もしくは介護保険法に規定する要介護者のうち、あらかじめ市町村選挙管理委員会から郵便等投票証明書¹の交付を受けた選挙人本人が、自ら投票用紙及び郵便等による不在者投票用の投票用封筒の交付を市町村の選挙管理委員会委員長に請求し、現在する場所で投票を記載した後、市町村の選挙管理委員会の委員長に直接郵便等をもって送付する制度です。

この場合、指定病院等で投票を記載することもあります。指定病院の院長等が不在者投票管理者となつて行う不在者投票ではありません。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等による不在者投票の手続をしないで、指定病院等における不在者投票を行う場合は病院長等が当然に不在者投票管理者となります。

7 不在者投票管理者の主な仕事は

指定病院の院長等には不在者投票管理者として次のような事務を処理していただくこととなります。

事前に担当者とは日程（投票の意思確認、投票用紙等の請求、不在者投票、投票の送致等）、場所などについて、十分な打合せを行ってください。

- (1) 入院又は入所中の選挙人の依頼（**記載例 1 参照**）によって、その選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒（以下、「投票用紙等」という）の交付を、その選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に請求すること（令 50 条 4 項）。
- (2) 上記(1)によって投票用紙等の交付を受け、これを選挙人に渡すこと（令 53 条 4 項）。
- (3) 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙等及び不在者投票証明書（個人で請求した場合のみ）を点検すること（令 58 条 1 項、2 項）。
- (4) 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する者を立会人を選び、立ち合わせること（令 58 条 3 項）。
- (5) 不在者投票記載所の設備をすること（令 58 条 4 項）。
- (6) 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその許否を決定すること（令 58 条 4 項）。
- (7) 不在者投票をその選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に送致すること（令 60 条 1 項 1 号）。

8 投票記載所の設備は

- (1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければならないこと（令 58 条 4 項）。

- (2) 投票記載場所には、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図画を掲示することができないので、掲示してあるときは撤去しておくこと。（法 143 条 4 項、法 145 条 1 項、法 201 条の 11 第 6 項、法 201 条の 13 第 1 項）

なお、投票記載台にも候補者の氏名等を掲示することはできませんが、浜田市選挙管理委員会から送付する選挙公報や候補者の氏名等一覧表などによって、候補者の氏名の周知を図ってください。

9 不在者投票の手続は

(1) 投票用紙等の請求の方法

投票用紙等を請求する方法は、選挙人が自ら請求する場合と指定病院の院長等又はその代理人が代わって請求する場合の二通りがあります。

ア 投票用紙等の請求先は

(ア) 浜田市選挙管理委員会委員長に対して選挙期日の告示日前から選挙期日の前日までに請求することができます。

(イ) 選挙人が選挙人名簿登録証明書の交付を受けている船員（以下「船員」という。）の場合は、上記(ア)のほか指定港所在の選挙管理委員会の委員長にも請求できます。この場合は、選挙期日の告示日の翌日から請求することができます。

イ 請求にはどんな文書が必要か

請求は直接又は郵便等によって行うことになっています。

(ア) 浜田市選挙管理委員会委員長に対して請求する場合

① 選挙人自らが請求する場合

ア 選挙当日、不在者投票事由に該当する見込みである旨の宣誓書（記載例 3 参照）

イ 指定病院等で投票する旨の依頼書（記載例 1 参照）

ウ 船員の場合は、ア・イのほか浜田市選挙管理委員会の発行する選挙人名簿登録証明書

② 指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合

ア 投票用紙等請求書（記載例 2 参照）

（指定病院の院長等の押印は必要ありません。）

請求書には、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式 1 号の太枠の中を記入し、複写機でコピーしたもの）を添付してください。

イ 船員の場合は、アのほか選挙人名簿登録証明書

(イ) 選挙人が船員である場合で、指定港所在の選挙管理委員会の委員会に対してする場合

この場合、指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求することになります。

ア 投票用紙等請求書（記載例 2 参照）

イ 選挙人名簿登録証明書

ウ 船員手帳

ウ 点字で投票しようとする場合

視覚障がい者である選挙人が点字によって投票しようとする場合は選挙人自らが請求するときはその旨の申立を、指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求するときには、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書（様式 1 号）の備考欄にその旨を記載することになっています。

※ 代理請求を行うには選挙人からの依頼が必要です。依頼があったことを証する書面は特に求められておらず、口頭で依頼があった場合でも代理請求を行えますが、不在者投票が有効に行われたかどうかを争訟の際立証する場合に貴重な資料となり得るので、文書を作製しておくようにしたほうがよいでしょう。

エ 投票用紙の交付を受けたら

投票用紙等の交付を受けたら、種別・数量を必ず点検するとともに、保管は鍵のかかる金庫などで行い、紛失等のないよう管理に十分注意を払ってください。また、鍵は厳重に保管してください。

(2) 不在者投票の方法

ア 不在者投票をさせる前にしなければならないことは

(ア) 投票用紙の点検（令 58 条 1 項）

不在者投票用管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認すること。

投票用紙は、浜田市長選挙が薄黄色の用紙に黒色インク、浜田市議会議員一般選挙が白色の用紙に黒色インクで印刷したものをそれぞれ使用します。

(イ) 候補者の氏名等が記載してある場合の措置

投票用紙に候補者の氏名等が既に記載してある場合は、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙等を返還し、浜田市選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたいうえ、所定の不在者投票を行わせてください。

(ウ) 不在者投票証明書の点検（令 58 条 2 項）

（浜田市選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。）

- ① 選挙人が自分で投票用紙等を請求したものであるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。
- ② 不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず、投票させることはできません。
- ③ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をしようとする指定病院等とが一致するかどうか確認し、一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。

イ 投票するときの手順（令 58 条 1 項）

- ① 投票の記載場所において、投票用紙に候補者の氏名を自書させ、これを投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに投票用外封筒に入れて封をさせたいうえ、外封筒の表面に署名をさせて提出させてください。
- ② 投票用外封筒の署名を忘れたり、指定病院の院長等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。

※ 署名が判読できない場合は、選挙人の氏名を付箋等に表示してください。

- ③ 投票用外封筒の署名の下に捺印するとか、投票用封筒を印をもって封緘する必要はありません。
- ④ 点字投票があったときの投票用外封筒の表面の署名は、投票用内封筒を投票用外封筒に入れる前に点字で打たせてください。
- ⑤ **代理投票**を希望する者がいるとき。

ア 選挙人が心身の故障等のため候補者の氏名を自書することができないときは、その申請により代理投票をさせることができます。

イ 代理投票をさせるときは立会人の意見を聴いて**補助者 2人**を決め、その1人の立会の下に、他の1人が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をした上、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載し直ちに提出させること。この場合、外封筒の表面に選挙人に代わって代理で候補者の氏名等を記載した者は、代理記載人として氏名を書かないこと。（これを書くのは後述エの代理投票の仮投票の場合のみ。）

なお、代理投票の補助者は、事務従事者から定めなければなりません。（選挙人の家族や前記7の(4)の立会人が補助者となることはできないことに注意してください。）。

ウ 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて代理投票を拒否することができます。

エ 代理投票の仮投票をさせる場合

I 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき

II 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名を記載した者に、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、さらにその者（補助者）の氏名を表面左下段に「代理記載人〇〇〇〇」と記載させて提出させること。

⑥ ベッドの上で投票できるか

原則としてベッドの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベッドの上ですることもできます。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

10 投票には立会人の立ち会いが必要である

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合において選挙権を有する立会人を立会させなければなりません。(令 58 条 3 項) 立会人は、不在者投票管理者及びその補助者(事務従事者)、代理投票の補助者とは、兼ねることはできません。

11 不在者投票における公正確保(外部立会人の努力義務等)

- (1) 不在者投票管理者は市町村選挙管理委員会が選定した者を投票に立ち合わせる事その他の方法により、不在者投票の公正な確保に努めなければならないこととされています。

なお、外部立会人の選定については、依頼文などにより、貴施設の所在する市町村の選挙管理委員会へなるべく早くご相談ください。

- (2) 不在者投票管理者、不在者投票の立会人及び代理投票の補助者については、一般の投票における場合と同様に、職権濫用による選挙の自由妨害罪、投票の秘密侵害罪、投票干渉罪、投票偽造罪、立会人の義務懈怠罪の罰則の適用があります(法 255 条第 1 項)。

- (3) 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その者の業務上の地位を利用して選挙運動をすることができない(法 135 条第 2 項)とされており、選挙人に疑念を抱かれることのないよう適正な管理執行に努めてください。

なお、指定病院等の廊下、エレベーター等の共用部分に候補者の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するポスターを掲示できない期間中(任期満了前 6 か月から選挙期日まで)ですので、特に注意してください。(法 143 条第 16 項)

12 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合、投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、これに記名し、かつ、立会人に署名させ、不在者投票証明書がある場合はそれとともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを浜田市選挙管理委員会の委員長に送致し、又は速達等を用いた郵便等をもって送付しなければなりません(令 60 条)。この場合、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、

立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないこととなるので注意してください。（投票用外封筒の記載例を参照）

13 記録の作成について

不在者投票を管理した場合、その選挙の種類、実施年月日、実施場所、指定病院の院長等又はその代理人の職・氏名、事務補助者の職・氏名、立会人の氏名、投票をした選挙人の氏名、代理投票をさせたときは代理投票をした選挙人の氏名及びその補助者の氏名、その他必要と認める事項等を「請求書別紙兼不在者投票実施てん末書」(**様式1号**)に記録し、保管しておいてください。

なお、投票用紙等を請求、交付、送付及び送致の経過を記録した「不在者投票記録簿」(**様式2号**)を作成し、保管しておいてください。

14 所要費用について

指定病院等で不在者投票を行った場合に要した経費は、指定病院の院長等からの請求により、選挙人1人について1, 236円を浜田市において負担します。

不在者投票特別経費請求書に請求書別紙兼不在者投票実施顛末書(**様式1号**)を添付し、選挙終了後浜田市選挙管理委員会へ請求してください。

15 不在者投票事務関係様式について

この手引きに掲載している不在者投票事務に関する各種様式の電子データについては、浜田市のホームページに掲載しています。

ホーム> くらし・手続き・まちづくり> 市民参加・まちづくり> 選挙>
指定施設での不在者投票事務について

指定病院等における不在者投票事務について、ご不明な点等ございましたら、浜田市選挙管理委員会までご連絡ください。

口座振替申込書

太線の部分を記入して下さい。

項 目	記 入 欄	注 意 事 項																				
団体名																						
連絡先	Tel () —																					
金融機関名	1、山陰合同銀行 2、日本海信用金庫 3、島根銀行 4、中国労金 5、JAしまね 6、JFしまね 7、その他 ()	番号を○で囲んで下さい																				
店舗名	本所・本店・支店・支所 ・出張所・その他																					
口座の種類	普通 当座 その他 ()	○で囲んで下さい																				
口座番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>																					
(フリガナ) 口座の名義	<table border="1" style="width: 100%; height: 40px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 12.5%;"></td><td style="width: 12.5%;"></td> </tr> </table>																					フリガナを必ず書いてください

連絡先：浜田市選挙管理委員会

(0855) 25-9810 (直通)

(参考様式)

令和7年 月 日

(市町村) 選挙管理委員会 へ

(施設名) 長 ○○ ○○ 印

外部立会人の選定について (依頼)

当施設においては、公職選挙法第49条第1項の規定に基づき、下記のとおり不在者投票を行う予定です。

つきましては、同条第9項の規定に基づく外部立会人の選定をお願いいたします。

記

1 日 時

2 場 所

3 施設名

4 担当者 (連絡先)

※この様式はあくまで参考です。実際に選定依頼を行う際の依頼方法や様式等につきましては、所管する市町村選挙管理委員会へ必ずご確認ください。(依頼文が任意様式でも構わないような場合は、この様式をご活用ください。)

(参考) 不在者投票用外封筒の記載例

※不在者投票管理者(又はその補助者(事務従事者)が記入(ゴム印でよい)すること。

(裏)

※不在者投票管理者(又はその補助者(事務従事者)が記入(ゴム印でよい)すること。

立会人

× × × ×

○ ○ 病院長

△ △ △ △

投票年月日 令和○年 ○月 ○日 投票場所 ○○病院

不在者投票管理者(職・氏名)

※必ず立会人が署名(自署)すること。

(表)

令和7年10月19日執行
浜田市議会議員一般選挙
不在者投票
(外封筒)

浜田市選挙管理委員会の印

投票者

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。

投票区名
選挙人名簿登録番号
男女別
男 女

依 頼 書

私は、令和7年10月19日執行の 浜 田 市 長 選 挙 の投票を
浜田市議会議員一般選挙
当 ○○○○病院 で行いたいのので投票用紙及び投票用封筒の交付を請求してく
ださるよう依頼いたします。

令和7年10月 ○ 日

○○○○病院長 ○○ ○○ 様

選 挙 人
住 所 浜田市 ○○○町 ×××番地
氏 名 ○ ○ ○ ○
生年月日 昭和○○年 ○月 ○日 (男・女)

※ 投票用紙等の交付の請求を依頼しない選挙がある場合は、当該選挙名を二重線で消すこと。

請 求 書

別記の選挙人は、令和7年10月19日執行の 浜田市長選挙 の当日、
浜田市議会議員一般選挙
当 ○○○○病院 に入院（所）中のため当 ○○○○病院 において投票
する見込みであり、公職選挙法施行令第50条の第4項の規定による依頼があったので、
別記選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を請求します。

令和7年10月 ○ 日

住 所 浜田市 ○○○町 ×××番地

氏 名 ○○○○病院長 ○ ○ ○ ○

浜田市選挙管理委員会委員長 殿

※ 投票用紙等の交付の請求を依頼しない選挙がある場合は、当該選挙名を二重線で消すこと。

宣 誓 書

私は、令和7年10月19日執行 浜田市長選挙 の当日、下
 浜田市議会議員一般選挙
 記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 投票所のある区域の外に外出、旅行、滞在
- 疾病、負傷、出産、身体障がい等のため歩行が困難
- 他市町村に居住
- 天災、悪天候により投票所へ行くことが困難

上記は、真実であることを誓います。

令和7年10月 ○ 日

フリガナ	ハマダ タロウ	生年月日
選挙人氏名	浜田 太郎	大・昭・平 ○○年○○月○○日
現住所	○○県○○市○○町○○番地○○	
選挙人名簿に記載の住所	浜田市○○町○○番地○○	

※1 歩行は容易であるが、入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている投票区の区域外にある選挙人の場合

※2 歩行が困難な選挙人

不在者投票を
行った施設の名称

〇〇病院

様式1号

令和7年10月19日執行 浜田市長選挙・浜田市議会議員一般選挙
請求書別紙 兼 不在者投票実施てん末書

選挙人氏名 (生年月日・性別)	住所		投票の 年月日	実施場所	不在者投票 管理者職氏名	立会人氏名	代理投票の場合 の補助者氏名	事務補助者の 職氏名	備考
	選挙人名簿に登録されている住所								
浜田 太郎 (S1・1・1(男)・女)	〇〇 市 町 ▲ 番地	●●	令和7年 10月◆日						
	浜田 市 殿 町 1 番地								
金城 花子 (H1・1・1男・女)	〇〇 市 町 ■ 番地	××	令和7年 10月◆日						
	浜田 市 殿 町 2 番地								
(. . 男・女)	市 町 番地		令和7年 10月 日						
	市 町 番地								
(. . 男・女)	市 町 番地		令和7年 10月 日						
	市 町 番地								
(. . 男・女)	市 町 番地		令和7年 10月 日						
	市 町 番地								
(. . 男・女)	市 町 番地		令和7年 10月 日						
	市 町 番地								
(. . 男・女)	市 町 番地		令和7年 10月 日						
	市 町 番地								

(注) 1 投票用紙等を請求する場合は、太枠の中の欄（必要に応じ備考欄も）を記入の上、複写機により本表の写しを作成し、請求書に添付してください。本表の正本はてん末書として使用してください。

2 同時に行われる選挙のうち一つの選挙のみ投票した者については、備考欄にその旨明記してください。

3 「住所」と「選挙人名簿に登録されている住所」欄はそれぞれ番地まで記載し、両者が同じ場合には、「選挙人名簿に登録されている住所」欄は、「同上」と省略しても差し支えありません。

4 この表は、不在者投票管理者において保管してください。なお、不在者投票特別経費を請求される際には、この表の写しを添付してください。

様式2号

不在者投票記録簿

選挙人が登録されている選挙人名簿の属する選挙管理委員会名	請 求		交 付		送 付 (送 致)			備 考
	請求月日	請求数	交付月日	交付数	送付(送致)月日	投票者数	送付(送致)方法	
浜田市選挙管理委員会	月 日		10月 日		10月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			
	月 日		月 日		月 日			

(注) 1. 「請求」欄には、投票用紙、投票用封筒を請求した月日、請求数を、「交付」欄には、投票用紙等が交付された月日、交付数を、「送付(送致)」欄には、投票のあった不在者投票を送付もしくは送致した月日、投票者数、送付もしくは送致方法を記入してください。
 2. 「備考」欄には、「不在者投票てん末書」の「No.」を記入するほか、特記すべき事項を記入してください。